令和5年度第6回沖縄地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和6年3月7日(金) 16:00~17:05
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎 1 号館 共用大会議室 2 階
- 3 出席者

公益代表委員 3名(島袋秀勝、城間貞、西村オリエ、敬称略) 労働者代表委員 4名(石川修治、知花優、照喜名朝和、野原陽子、敬称略) 使用者代表委員 4名(親川進、田端一雄、比嘉華奈江、福地敦士、敬称略)

4 議題

- (1) 令和5年度沖縄地方最低賃金審議会の総括について
- (2) 令和5年度沖縄地方最低賃金審議会最低賃金専門部会の廃止について
- (3) その他

5 添付

・「第6回沖縄地方最低賃金審議会(議事録)」

第6回沖縄地方最低賃金審議会(議事録)

○小池賃金室長

それでは定刻となりましたので、これより「令和5年度第6回沖縄地方最低 賃金審議会」を始めさせていただきたいと思います。

本日は年度末のお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

始めに、各委員の出席状況についてでございますが、労働者側の喜納委員と 使用者側の佐久本委員より、都合により欠席の連絡をいただいております。

あと、公益の上江洲委員が、急遽、体調不良ということで欠席の連絡をいただいており、岩橋委員は出席という連絡をいただいておりますが、若干遅れるようでございます。

したがいまして、公益委員が3名、労働者側委員が4名、使用者側委員が4 名でございます。

最低賃金審議会令第2条により、定数は15名でございますので、本審議会は定足数を満たしているものとご報告致します。

それでは、これからの議事の進行につきましては、島袋会長にお願いしたい と思います。よろしくお願いします。

○島袋会長

委員の皆様、大変お忙しい中、ありがとうございます。

それでは、本年度最後となりますが、第6回沖縄地方最低賃金審議会を開催 いたします。

本日の議事録署名人ですが、労働者側委員は、知花委員、使用者側委員は、 福地委員にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

では、審議に移ってまいりたいと思います。

まず、議事次第1、「令和5年度沖縄地方最低賃金審議会の総括について」 となっております。

最初に事務局から報告等お願いいたします。

○小池賃金室長

それでは、本年度の最低賃金審議会の総括として、事務局から4点報告した いと思います。

まず、令和5年度の沖縄地方最低賃金審議会開催状況についてでございます。

資料につきまして、3ページをお開きいただきたいと思います。

今年度の沖縄地方最低賃金審議会は、本審がこれまで5回、今日を入れますと6回となりますが、沖縄県最低賃金専門部会が7回、特定最低賃金の改正の必要性について調査、審議を行うために設置した運営小委員会が3回、計15回、本日を入れると16回になりますが、会議を開催し、沖縄県最低賃金や特定(産業別)最低賃金の改正の必要性、廃止に係る審議を行っていただきました。

このうち、沖縄県最低賃金(地域別最低賃金)につきましては、昨年7月3日に開催しました第1回本審において、沖縄労働局長から諮問をいたしまして、その後専門部会で審議をいただきました。

専門部会での審議結果は追加開催も含めて、全会一致の結審には至りませんでしたが、8月14日の第4回本審におきまして、専門部会報告を踏まえて委員採決が行われ、それまでの時間額853円から43円(5.0%)引上げて、896円とする答申をいただきました。

その後、所定の手続きを経て、答申どおり確定、令和5年10月8日に発効したところです。

次に、特定最低賃金につきましては、それまでありました6業種のうち、「新聞業」等の4業種について労働者側から改正の申出がございまして、これに基づいて、7月31日の第2回本審において、沖縄労働局長から特定最低賃金の改正の必要性について諮問させていただきました。

運営小委員会にて審議の結果、4業種とも改正の必要性については、全会一致にて「必要性あり」との結論には至らず、8月14日の第4回本審への報告を行っていただきました。

また、「沖縄県畜産食料品製造業最低賃金」及び「沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金」につきまして、7月31日の第2回本審において沖縄労働局長より廃止決定について諮問させていただき、8月30日の第5回本審において廃止決定の答申をいただきました。両最低賃金は、令和5年9月28日をもって廃止したところです。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

現在の沖縄県特定最低賃金の状況でございます。

本年度、廃止ということで、「畜産食料品製造業」、「清涼飲料、酒類製造業」につきましては、令和5年9月29日付け官報公示により廃止決定となっています。

次に、現在、特定最低賃金として4つありますが、表の右側の方にご参考として、他の都道府県の類似の特定最低賃金の状況を載せてあります。

都道府県名(金額)に下線のあるものは、地域別最低賃金を上回っている特定

最賃で、下線のない都道府県(金額)は、下回っている特定最賃となります。 続きまして、改正最低賃金に係る周知広報状況についてご説明したいと思い ます。

資料の6、8ページをご覧いただきたいと思います。

地域最賃の答申をいただいた8月14日に、答申に関わる意見公示を行いまして、それから9月8日に官報公示手続を経て、10月8日から発効することについて、県内マスコミへ随時発表し、新聞、テレビなどで取り上げられたところです。

また、答申の付帯決議も踏まえまして、8月21日に沖縄県、沖縄総合事務局、県内国家機関、県内市町村などに要請を行っております。

あと、9月8日の官報公示に合わせまして、改正最低賃金のプレスリリースを行いまして、加えて沖縄県、総合事務局、沖縄振興開発金融公庫と連携した中小企業・小規模事業主を始めとした最低賃金引上げのための環境整備に係る各種支援策パンフレット「沖縄県版支援パッケージ」を作成して周知を行っております。

さらに 10 月中には、ラジオ C M を 3 局 (F M 沖縄、ラジオ沖縄、 R B C i ラジオ) で実施しております。

また、より広く周知を図るため、国や県、市町村を始めとしまして、経済団体、業界団体、労働団体、大学・高校の教育機関などに対して、ポスター、リーフレットを配布し、改正された最低賃金額の周知協力を要請したところでございます。これは、地域最賃リーフレット等 1,396 件送付しております。

次に街頭キャンペーンについてでございます。

10月6日に、県庁前広場において、県及び労使団体の協力を得て、最低賃金 改正周知街頭キャンペーンを行いました。委員の方にも参加いただいて、通行 者の方にポケットティッシュを配布しました。

さらに、中部地区において 10 月 18 日、北部地区において 10 月 11 日に街頭 キャンペーンを実施いたしました。

先島におきましては、令和2年以降コロナ等で実施できなかったのですが、 今年度は、10月9日に石垣市、12月2日に宮古島市においてキャンペーンを 実施いたしました。

その他、10月27日に奥武山で開催された沖縄の産業まつりにおいて、ポケットティッシュの配布を行いました。

他、資料に記載していますので、ご覧いただければと思います。

なお、2月末時点の状況なのですが、沖縄県、県内市町村すべてについて、ホームページ、発行されている広報誌のいずれかに、沖縄県最低賃金の改正について掲載をいただいており、その他関係団体にも掲載いただきました。

今後もあらゆる機会をとらえて、最低賃金額の周知を行ってまいります。 続きまして、支援施策の実施状況について説明させていただきます。

資料は 10 ページ、資料の 7-1 から 7-4 まであるのですが、こちらのほうは、「業務改善助成金」の状況でございます。

1月末速報値において、沖縄県内では、今年度 292 件の申請があり、次のページが交付決定件数となっています。

次の 7-3 が全国の申請、決定の状況でございます。13 ページをご覧いただくと、実績、申請件数なのですが、全国と沖縄の昨年と今年度についてのグラフを付けております。

ご覧いただきますとおり、今年度は全国もなのですが、8月、9月から右肩 あがりになっており、昨年は9月改正の前の月で駆け込みの申請もあるのです が、今年度はその後も沖縄、全国とも申請は、昨年の何倍という件数で伸び続 けているという状況でございます。

繰り返しになりますけれど、この「沖縄県版支援パッケージ」について、改正の最低賃金と併せて周知を行っておりますが、この掲載している支援策の活用状況につきまして、他の機関に確認して、全部ではないのですがご回答いただけるものについて、集約しておりますので、細かいところはご確認いただければと思います。

続きまして、4番目として、最低賃金の履行確保を主眼とした監督行政指導の結果でございます。

資料5、5ページを開いていだければと思います。1枚目、2枚目は全国の 状況でございます。令和5年1月から3月に実施した最低賃金主眼監督で、令 和5年は143件実施したうち、7件違反があり、違反率は4.9%ということに なっています。全国よりは低いという状況です。

なお、今年度も1月から実施しており、集計はまだこれからというところで報告は遅くなりますが、まとまりましたらご報告させていただきたいと思います。

報告は以上でございます。

○島袋会長

ありがとうございます。

ただ今、事務局より今年度の当審議会の開催状況、審議結果、その他について説明、報告がありました。これに対する意見、質問等があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

はい、田端委員、お願いします。

○田端委員

資料9というのが後ろについていて、これについて今説明はなかったのですが。

○小池室長

後ほど説明する予定です。

○島袋会長

この他、ご意見、ご質問ありますでしょうか。 はい、田端委員、お願いします。

〇田端委員

総括ということなので、昨年も述べましたが、今年の最賃の審議を振り返って、使用者側としては、過去最高の上げ幅になったということを踏まえると、最賃の引き上げ周知に必要な相当な準備期間を取るようにということで発効日による影響を申し上げました。

ただ、労働者側の理解が得られなくて、それは叶わなかったことは残念に 思っております。

業種によっては、4割から7割近くの影響率がある中で、事業者は短期間の対応に苦慮したものというふうに思っております。

当協会が税引価格や物価上昇等を踏まえた価格転嫁の調査を昨年 10 月に行ったのですが、価格転嫁を招いたのは約6割前後にとどまって、転嫁率も低くて、さらには価格転嫁までの期間が半年や1年という事例もあったところです。

最賃の引上げ後の価格転嫁の状況については、まだ把握しておりませんが、いずれにしましても、すぐに価格転嫁が行えない状況だというふうに思っております。

また、審議の際にも指摘をしたのですけれど、年収の壁の問題で、最賃引上げに伴い、人手不足の中ではありますが、就業調整を行う問題も明らかになってきています。

そのようなことを踏まえますと、最賃発効日は1月あるいは年度初めの4月とすることを今後も求めていきたいというふうに思っております。

それから、二つ目、付帯決議については、労働局の方で関係機関にも周知をされたということで、それについては感謝を申し上げたいと思います。

ただ、発効日の件とも関連しますけれど、公共調達の分野におきまして

は、付帯決議で求めた項目が実行されていないという状況にあります。

特に、ビルメンテナンス等の公共調達においては、県や市町村は 10 月の 最賃改正後に次年度の予算について調整を行って、最賃改正が反映されるの が、実際には翌年の4月ということがほとんどというふうになっています。

そのようなことを踏まえると、やはり発効日は年度初めの4月にするということが適当であるということを申し上げたいと思います。

それから、特定最低賃金なんですけれど、昨年の第1回運営小委員会の中でも審議がありましたけれど、まず、特定最低賃金については、関係労使の申出に基づいて行われるものだということは承知しているところですが、実際の手続きの流れとしては、労働者側の申出を踏まえて使用者側の意見を踏まえ、審議すべきと認めた場合に、はじめて特定最低賃金の額の調整を行うという流れになっています。

地域別最低賃金につきましては、最低賃金法に基づいて、刑事的、民事的 両方の強制力を伴うことになっています。一方、特定最低賃金については、 刑事的な効力はないとされておりますが、特定最低賃金に満たない賃金を定 めた労働契約は無効になる、とそういう効力が発生するというふうになって おります。

直接、法に基づく効力ではありませんが、関係労使の申出を経て、民事的な強制力を伴わせるという位置づけになっていると理解しています。

今回、4業種すべてについて、使用者側は審議入りを認めないと判断したところですけれど、4業種すべてについて、特定最賃の関係使用者意見概要書を提出しております。

使用者側の判断は、その概要書で出された意見要望を踏まえて判断しております。

強制力を伴う特定最低賃金については、特定最賃の業種の使用者自らが必要ではないという意見を尊重した判断となっていることを改めて申し上げておきたいと思います。以上です。

○島袋会長

総括のご意見として伺ってよろしいですかね。

○田端委員

はい。

○島袋会長

その他ございますでしょうか。

はい、知花委員、よろしくお願いします。

○知花委員

私、昨年から最賃に関わっておりますが、相当の額を上げたな、というふう に思っているところですが、実際の働いている立場からすると、あんまり実感 はなかったなと。

どういうことかというと、やはり募集されている時給がすでに 1,000 円を上回っている中で、最賃がこの金額で終わっているのは残念な状況であるなというふうに思っております。

連合としては、当然、働く労働者すべてが 1,000 円を超えるという時給を設定するという意味合いもあるし、いかに、この物価高というものに対して、労働者の賃金が追い付かない、結果として消費が動かない、消費が動かないことが業績を悪化させて、企業も悪い結果が生まれるという負のスパイラルをどこで変えるかというところで、賃金が大きなウエートを占めていると思います。

そういった部分において最賃というのは、すべての労働者に、組合のない職場で働く労働者にも適用されていくという意味合いで言えば、しっかりと上げていかなければ、この沖縄県においても人口減少のステージに入ってきた中で労働力を確保するといった意味で言っても、中小の皆さんが逆にもっと厳しい状況に追い込まれていくという意味合いもあって、価格転嫁ができていない部分についても、それぞれの企業間取引の中でも、しっかりとやっていっていただかないと。

先日も、大手の自動車メーカーの方で、かなり下請けに負担をかけていたということがあったように、そういった構造を、まず変えていかないといけない、そこがあってはじめて、労働者の賃金を上げていくという部分にもっていかないと。厳しいからと言って、厳しさを、さらに負担を大きくしていくと、この負のスパイラルをどこで変えるかということも頭に入れて。

要は、今年度、来年度ではなくて、将来的に沖縄経済をどうやって回していくのか、この労働力人口が減少していく中で、どうやって企業経営を維持していくのかという意味合いでもやはり労働者の賃金というものが大きなウエートを占めてくるというふうに思っております。

昨年の実績は良かったと思っているのですが、実感を伴わないし実績を伴わないという部分も含めて、残念に思っております。

この業務改善助成金の実績について、令和5年度は昨年度をかなり上回る実績を上げてきているというのは、やはり企業としてもしっかりとそういった支援策を含めて、もっと周知をしていきながら、先ほどの年収の壁のところでも、色々とやっているところですので、しっかりと支援を活用しながら、中小

の皆さん、そういったところを知らないところも多々いると思うので、周知をしていきながら、我々が、消費をする人達が、消費に回せるお金を増やしていかないと経済が回っていかないというのは、これから先も同じなので、やはり、厳しいと言われている中でも、上がったという実感が持てる、もっとここにお金が使えるんだという、そういった実感を持てるくらいの賃上げにもっていかないと、沖縄経済はどんどん衰退していく、そういうステージに入る前に今の段階で何とかしていかないといけないというふうに思っておりますので、昨年の実績については、一定評価はしつつも、実感としてはそんなに上がったという、賃金に跳ね返ったという実感はほとんどないので、今後も含めてやっていただきたいなというふうに思っております。

特定最賃につきましても、労働側の方は4業種含めて求めているのですが、使用者がやらない、実施を行わないということでずっと見送りになっているのですが、それぞれの業種において、地賃が上がっているので、もういいというのではなくて、業種々々において、その業種で働く魅力とかをもつという意味合いでは、やはり特定最賃は一定の役割をもっていると思いますので、これまでやってなかったからいいだろうではなくて、労働側が求めているものに対して、しっかりと協議に入っていただいて、本当にそこで、ここも必要なのかどうかという議論をやっていただかないと。これまで、やっていけなかったからもう廃止でいいじゃないかという議論ではなくて、一旦、そこの業種の魅力、そこで働きたいという労働者の魅力というものをしっかりもつ意味でも、開催に向けて、我々労働者側の立場として、そこで働いている皆さんの意見を聞きながら、特定最賃についても求めていきたいというふうに思っております。以上です。

○島袋会長

はい、ありがとうございます。 はい、田端委員、お願いします。

〇田端委員

特定最低賃金については、先ほど申し上げたように、関係労使の申出に基づいて行うもので、これまで、やってこなかったからということではなく、あくまで使用者側も、関係する使用者側の意見に基づいて判断したということを、繰り返していただきたいと思います。

あと、先程言い忘れていましたが、資料の 13 ページ、業務改善助成金がかなり増えてきていることはいいことだとは思います。

事務局に伺いたいのですが、例えば、この間、支給の決定件数がどれくらい

になっているのか、これは申請件数ベースになっているんですが、今年度どれくらいの金額だったのか、もし、情報としてあれば教えていただきたいのと、もうひとつ、業務改善助成金、これは期限があったと思います。次年度の予算の中で、業務改善助成金に代わる新たなセットメニュー等あれば、情報提供していただければと思います。

○島袋会長

事務局、よろしくお願いします。

○小池室長

金額は、今はわからないのですが、件数につきましては、資料の 11 ページに今年度の交付件数がございます。 1 月末現在で 154 件となっております。

あと、次年度以降についても、業務改善助成金自体は、現在予算審議中で ございますが、それが通れば、今と近いもので、業務改善助成金が引き続き行 われると聞いております。以上です。

○島袋会長

田端委員、よろしいでしょうか。

(はい、の声)

その他、ご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

(特に なし)

ありがとうございます。

それでは、議事次第1については、終了いたします。

続きまして、議事次第2の2「令和5年度沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会の廃止について」に移ります。

これについて、事務局から説明をお願いいたします。

○小池室長

はい、資料の2、2ページをごらんいただきたいと思います。

沖縄地方最低賃金審議会最低賃金専門部会の設置につきましては、ご承知のとおり、7月3日に開催しました第1回本審において、沖縄県最低賃金の改正を審議するために専門部会の設置が決議されておりまして、本専門部会におきまして、本審より付託されました最低賃金額の改正に向けた審議を行っていただいております。

今年度設置されました当該最低賃金専門部会におきまして、本審より付託された審議事項が終了したことにより、その任務は終了したものと認められま

す。

よって、最低賃金審議会令第6条第7項の規定、「最低賃金専門部会はその 任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止する」となっており ますので、当本審におきまして、今年度設置した沖縄県最低賃金専門部会の廃 止について御承認をいただきたく、提案させていただきます。

○島袋会長

はい、ありがとうございます。

ただ今、事務局から説明がありましたように、最低賃金審議会令第6条第7項には、「最低賃金専門部会はその任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止する」とあります。廃止するという取り扱いでよろしいでしょうか。

(異議なし)

承認が得られましたので、ただ今をもちまして、令和 5 年度沖縄地方最低賃金審議会の沖縄県最低賃金専門部会を廃止することとします。

続きまして、議事次第3として、「その他」とあります。事務局から説明をお願いします。

○小池室長

はい、それでは、「その他」としまして、3点説明させていただきます。 まず、特定最低賃金関係について説明いたします。

まず「令和6年度の沖縄県特定(産業別)最低賃金改正の意向表明について」 ご報告させていただきます。

特定最低賃金改正の意向表明につきましては、審議会における年間審議スケジュールの調整等に鑑み、改正の申出を行う業種については、概ね前年度末を目途に改正の有無を確認させていただいています。

次年度の改正の意向につきましては、現在のところ、文書による提出はございませんが、労働者側から口頭にて、特定最低賃金の4業種から労働局長あて改正の意向表明を行うことと、後日、年度末までには、提出する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

それに関連しまして、先程、田端委員からもお話がございましたが、特定最低賃金に関係しまして、資料9、17ページをご覧いただきたいと思います。

これは、令和5年6月に、日本標準産業分類の改定の官報告示がありまして、令和6年4月1日より施行されることとなっております。

主な改定は、分類項目の新設、名称変更等でありますが、沖縄県の特定最低賃金の関係で影響を受けることとなりますので、ご説明したいと思います。

主な改定の内容ということで、「百貨店」、「総合スーパーマーケット」の分割新設、均一価格店の新設、その他名称変更等がございます。

現在設定されている特定最低賃金において産業分類の改定の影響を受ける主な産業は、「糖類製造業」、「各種商品小売業」、「百貨店、総合スーパー」の3種があります。この他、カンマとかの修正による対応もあります。

下の方の、旧産業分類と新産業分類をご覧いただきたいと思いますが、まず、「食料品製造業」の下に「糖類製造業」がございます。これが右側にいきますと「砂糖・でんぷん糖類製造業」となり、これは名称が変わるだけでございます。括りが変わるとかはございません。

次に影響を受けるのは、「各種商品小売業」でございます。

左側は、「各種商品小売業」という中分類があって、小分類 561、細分類 5611 百貨店、総合スーパー、小分類 569、細分類 5699 その他の各種商品小売業ということで括られております。

それが右側の方をご覧いただくと、「各種商品小売業」の下に、百貨店と総合スーパーマーケットが分かれた分類になっています。

その他にご覧いただきますとおり、「各種商品小売業」の中にコンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター、均一価格店、その他の各種商品小売業ということで増えております。

これで、今後の取り扱いということで、その下3番目になります。

現在の設定されている特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するのかどうかを確認することが言われておりますが、これを変えないということであれば、7月に申出がされると思いますが、「改正」ということになると。

これが、例えば括りを変えるとかであれば、これは、「新設」ということになるということです。

ご留意いただきたいと思います。

次のページをご覧いただきたいのですが、具体的なところになっていきますが、「各種商品小売業」、沖縄県の場合もそうですが、改正の申出が行われると聞いておりますが、提出いただくときに、現行の特定最低賃金の改正の申出であるのかどうか、その範囲に変更がないのかどうかということが重要になってきます。

変わらないということであれば、そこを確認して、事務局の方で受付をいた します。

その後、申出の件名、いずれにしても旧産業分類での必要性の審議の諮問になります。

その後の流れは事務的なものになってきますけれど、申出とか必要性の審議 にあたっては、改正ということでとらえると、旧名称で申請をいただいて、必 要性審議の諮問を行うということになります。

必要性がありとなった場合には、その後、改正ということで金額の方に移りますけど、その段階においても旧名称で金額の諮問をするということになります。

答申になった時点で、答申は右側の方を見ていただくと、答申文(別紙)の 段階で新しい件名が出てくるということになります。

改正の場合は、そのようになってきます。

改正の申出ということであれば、従前どおりのやり方で提出いただければというふうに思っております。

細かいところについては、この場でも結構ですし、具体的なことは別途お聞きいただくとか、お尋ねいただければ、回答申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○島袋会長

はい、ありがとうございます。

ただ今、事務局から、特定最低賃金の意向表明及び日本標準産業分類改定に 伴う特定最低賃金の改正手順等について説明がありました。

これについて、ご質問等があればお願いします。

はい、田端委員、お願いします。

〇田端委員

もともとは、各種商品小売業で、百貨店、総合スーパーマーケットはないですよね。ただ単に各種商品小売業で、現行はそうなっていると。

○小池室長

その各種商品小売業という中に、実際の適用産業が百貨店、あるいは総合スーパーが入っているということです。

〇田端委員

それが新しい分類になると、それ以外にコンビニエンスストアとかドラッグストア、ホームセンター、均一価格店が入ってくると。

ただ、これまでどおりの各種商品小売業の申請であると、これも当然入って くるということで理解していいのかどうか。

○小池室長

このまま「各種商品小売業」の括りということになってくると、先程説明し

たとおり、ホームセンターとか、均一価格店とか、ドラッグストアとか入ってきてしまうので、実際、申出をいただくときに、同じものなのか、括りが違うのか確認させていただいて、括りは変わらないと確認させていただいて、必要性の諮問等させていただくことになります。

○田端委員

括りが変わらないということであれば、例えば、今言ったコンビニとかドラッグストアとかを入れないということであれば、入れませんよということで。

○小池室長

そうです。それを申出の段階で、確認します。

〇田端委員

その場合は、「改正」になるんですか。

○小池室長

「改正」です。

○田端委員

それでは、この括りも入ってきますよということになると、状況は変わって くると。

〇小池室長

「新設」になります。括りを変えること、増やしたり減らしたりとなれば、 「新設」という形になります。

〇田端委員

それでは、入れるか入れないかの判断はあるということですね。新たな項目 のコンビニ、ドラッグストアとか。

○小池室長

それは、括りを変えるのか変えないのかということで申出のときにいただければと。

(委員 挙手)

○島袋会長

石川委員、お願いします。

〇石川委員

具体的な話になるのですが、今までうちの組合、UAゼンセンの加盟組織から各種商品小売業の申出を伺っていて、まあ、例えば、デパートリウボウや、スーパーとかがあるのが現状です。これまでは、これも各種商品小売業で申出を行っていたのですが、今年度、申出をする際、百貨店は新設で、スーパー等はこれまでの総合スーパーでとして改正、百貨店だけ新設ということもあり得る。その場合は、新設なので、申出の数が、改正の場合は1/3で、新設は2/3の合意が必要だったと記憶してるんですが、そういう形になるのかどうか。

○島袋会長

事務局お願いします。

○小池室長

確認しなければならないところがありますが、1/3 とか 2/3 とか、そこのあたりは確認させていただいて、後ほど、回答したいと思います。

しかしながら、今お話しのあった百貨店のみという括りであれば、「新設」になります。残りのスーパーマーケット、だけということであれば、そこも「新設」になってきます。

そこはご留意いただきたいと思います。

あくまでも、今の括りで残すのが「改正」になりますので、その括りを足すのも引くのも「新設」になります。ということでご理解いただきたいと思います。

○島袋会長

ありがとうございます。

その他、ご質問とかございますでしょうか。

(特になし)

○島袋会長

はい、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、特定最賃の改正の意向表明について、現時点で特に労働者委員から何かございませんか。

(特になし)

○島袋会長

はい。

使用者側委員から、何かございませんか。

(特になし)

○島袋会長

今回は、改正に係る意向表明ですので、次年度において、改正等を求める場合は、7月上旬までに申出書の提出が必要となりますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

それでは、引き続き、事務局から説明をお願いいたします。

○小池室長

続きまして、来年度のスケジュールについてお話申し上げたいと思います。 来年度の中央最低賃金審議会の日程等は、まだ決まっておりませんが、来年 度の沖縄地方最低賃金審議会の審議スケジュール案を作成しておりますので、 資料を配布させていただいております。

資料 11 と 11-2 に沿って説明していきたいと思います。

来年度の第1回本審は、7月1日を予定しております。そこで、沖縄地方最低賃金審議会に地域別最低賃金改正の諮問をさせていただくことになります。

その後、専門部会を 22 日に予定しておりまして、実地視察を経て、運営小委員会も第 2 回のところで、特定最賃の申出がある前提になりますけれど、7 月 31 日に予定しております。

従前どおり、昨年には台風の接近等もございまして、各委員の皆様には日程 調整等、多大なるご協力をいただきながら進めてまいりましたが、次年度も目 安の伝達、台風等々で送れることも考慮しまして、予備日も設定しておりま す。

ちなみにあくまでもご参考ですけど、改正発効日を 10 月 1 日と設定する場合には、8月5日までの答申が必要だということを申し上げておきます。

しかしながら、これは従前から色々話しがありますとおり、発効日とか審議会の委員の皆様のご判断ということでありますので、これはあくまでもご参考ということでご了承ください。

スケジュール案については、以上でございます。

○島袋会長

はい、ありがとうございます。

ただ今、事務局から、令和6年度の審議会スケジュール案の説明がありました。委員の皆様、ご質問等あれば、お願いします。

特に、修正等、意見はございませんか。

(特になし)

○島袋会長

はい、ありがとうございます。

それでは、当案により、次年度審議会スケジュール日程が示されておりますので、各委員ご確認の上、時間の確保をお願いしたいと思います。

事務局から、ほかに何かございますか。

○小池室長

はい。皆様方には、参考資料としてお配りしている資料について、若干触れたいと思います。細かいところは説明いたしません。

参考資料といたしまして、1ページ目のところには、昨年11月2日の閣議 決定「デフレ完全脱却のための経済対策」におきまして、最低賃金について触 れられております。

「公労使の三者の最低賃金審議会で毎年の最低賃金額についてしっかりと議論を行い、その積み重ねによって 2030 年代半ばまでに全国加重平均が 1,500円となることを目指す・・」と記載されております。

その他、直近の経済状況、雇用状況等について、資料をつけておりますので、本格審議は7月からとなりますけれど、現状の動向をご覧いただき、ご確認していただければと思います。以上です。

○島袋会長

ありがとうございます。

ただ今、事務局から、添付されている参考資料について、説明がありました。これについて、何か、ご質問などありますでしょうか。

(特になし)

○島袋会長

よろしいでしょうか。

それから、本日は第6回本審で総括ということになりますので、何か今年度 の審議会等でご意見等ございますでしょうか。 先程、田端委員からは、総括的な意見がありましたけれど、ほかによろしいでしょうか。

(特になし)

○島袋会長

それでは、本日予定しておりました審議は全て終了となりました。

最後に今年度の審議会について、何か意見等求めましたが、意見等ないということでございます。

それでは、最後になりますが、西川労働局長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇西川労働局長

労働局長の西川でございます。本日は年度末のご多用の中、ご出席いただきまして、感謝申し上げます。

また、委員の皆様には、日頃から労働行政、とりわけ最低賃金制度の運営に当たり、多大な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年度の審議におきましては、先程、それぞれ労使から総括的なご意見等ございましたけれど、審議会においては、急激な物価上昇等を考慮して、労働者の生活の安定と向上、事業の発展に最賃の改正がどのように県内経済に影響を与えていくのかという観点から真摯にご議論いただきました。

さらに台風の影響で審議日程が遅れてしまい、タイトな日程になったにも拘わらず、委員の皆様にはそれぞれの立場から難しいご判断を迫られる中で結論を出していただきました。

本年度の最低賃金の発効までの手続きについて、無事終了できましたことを あらためて厚く御礼を申し上げます。

先程、使用者側、労働者側から総括的なご意見があったことに関して、少しコメントを申し上げさせていただければ、過去最大の上げ幅になったことについては、これは2年連続で引き上げとなったと。結果として896円ということ。

ただ、その中では、なかなか価格転嫁が進んでいないという事情があると。 これについては、労働局のみならず、沖縄県、内閣府総合事務局といった国 の関係行政機関、地方自治体も含めて、さらに周知をしていく必要がございま すし、事業主のみならず、公的機関自らも、最賃の改定に見合った契約の見直 し等を速やかにやっていくということについても、関係行政機関としっかり取 り組んでいかないといけないというふうに考えています。

また、物価が非常に上がっている中で、求人等の賃金が既に 1,000 円を超え

ているという中で、最賃の改定は大幅な改定であったけれど、実感がなかったというお話しもございましたけれど、私ども、ハローワークで9月、10月の適用の前後の状況調査をしますと、事業場の中で、お忙しい中で、中々改定額を知らずに求人の賃金を前の最低賃金額で出されていたり、896円を下回るような賃金で募集をされた方については、そこで指導させていただいて、896円に引き上げて求人募集をしたということも何件かあったということでした。

ですので、既に 1,000 円を超えていますよとかいう事業所には影響はなかったかも知れませんが、やはりそうした最低賃金で募集されている事業については、引き上げたということは、現実としてはあったということです。

それから、業務改善助成金、年収の壁に関係するキャリアアップ助成金の対応、そうしたことについては、引き続き、我々も周知をしていかないといけないと思っております。

今年度を振り返ってみますと、経営者側から非常に積極的に、例えば経営者の団体が主催する講演会、又は経営者の会の幹部会、そうした会でしっかりと周知をしてほしいという要請もありまして、かなり多くの頻度でそうした会で、業務改善助成金をはじめ、周知をさせていただきまして、経営者側もそういう意味では、支援策をしっかり活用して賃上げをしっかりしていこうという意欲が高かったんじゃないかというふうに思っております。まだまだ、足りないという御指摘だと思いますので、引き続き周知をしっかりとしていきたいと思っております。

実際に、先程、議論というかお話しをさせていただいた次年度の審議については、使用者側の方から意見がございました。

今後ともご意見等をいただきながら、次年度もご審議をお願いすることになりますが、現下の経済情勢を見てみますと、沖縄県内の景気というのは、関係行政機関の発表では、引き続き拡大しているということになります。

雇用情勢についても、有効求人倍率が1月で1.14倍ということで、引き続き1倍を上回る状況が続いております。

ただ、急激な物価上昇が続いている。そして人手不足というのがいっそう逼迫していると。我々が想定していた以上の経営課題になっているのではないかと思います。

また先日発表されました 23 年の毎月勤労統計では、沖縄県内、実質賃金というのが、前年比で 5.5%減、名目ベースでも 1.4%減ということで、ある程度衝撃的な数字が出ておりまして、こうした状況の中で、物価と賃金の継続的な引き上げ上昇、好循環を作っていくか、県内の経済状況を踏まえて、注視をしていかないといけないというふうに思っております。

最後、お配りしている資料にございます 11 月の閣議決定では、2030 年代半

ばまでに最低賃金全国加重平均 1,500 円となることを目指す、ということで閣議決定しており、また、今回行われている通常国会でも、岸田総理からは、「物価に負けない賃上げ」、について施政方針演説でもありました。

次年度の審議日程、繰り返しになります、先程ご議論にもありましたが、次年度におきます県内の雇用、経済情勢等を十分踏まえて、来年度も最低賃金の改定について、ご議論いただきますことになりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

審議会の審議はもとよりですが、今後とも委員の皆さんのご意見を賜りながら、最賃制度、また周知、中小企業、小規模事業者への賃上げに向けた支援、履行確保をしっかりと行っていきたいと思いますので、引き続き、御理解と御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

○島袋会長

これをもちまして、令和 5 年度沖縄地方最低賃金審議会の全ての審議日程を 終了いたします。

委員の皆様、大変お疲れ様でした。